

2-4-01 檢察庁職員の人事に関する上申手続等に関する訓令

〔昭和 59 年 9 月 19 日法務省人調訓第 1900 号
大臣訓令－検事総長・検事長・検事正あて〕

改正 平成 14.12.4 人検訓 2601
平成 26.12.18 人検訓 285

第 1 条 検事総長、検事長及び検事正は、法務大臣の任命権に属する検察庁職員（以下「職員」という。）の任免、昇給、昇格又は分限若しくは懲戒に関する処分（以下「人事」という。）を行う必要があると認めるときは、この訓令の定めるところにより、法務大臣に意見を申し出なければならない。

第 2 条 前条の規定による職員の人事に関する意見の申出は、特別の定めのある場合を除き、次に掲げる区分により行う。

申出者	申出の対象となる職員及び人事の範囲
検事総長	その庁の職員の人事（検事の任命に関する事項を除く。）
検事長	その庁の職員の人事（次席検事及び部長（東京及び大阪に限る。）の任命に関する事項を除く。）
	管内下級検察庁の検察官の人事（検事正、東京・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・神戸・名古屋及び福岡の各地方検察庁次席検事並びに地方検察庁支部のうち、立川・川崎・小田原・沼津・堺・姫路・岡崎及び小倉の各支部長の任命に関する事項を除く。）
	管内地方検察庁事務局長の人事
検事正	その庁及び管内検察庁の検察官以外の職員の人事（事務局長を除く。）

第 3 条 検事総長は、前条の規定にかかわらず、下級検察庁に属する職員の人事についても意見を申し出ることができる。

第 4 条 検事長は、次の各号に掲げる事項について申出をするときは、同時に検事総長に申出書の副本を送付しなければならない。

- (1) 検察官の配置換及び辞職並びに昇給
- (2) 次席検事、部長及び支部長の任命
- (3) 事務局長の任命
- (4) 検察庁法第 23 条第 1 項の規定による検察官の罷免
- (5) 国家公務員法第 78 条の規定による事務局長の免職
- (6) 検察官及び事務局長の懲戒

第 5 条 検事正が職員の人事に関する意見の申出をするときは、特別の定めのある場合を除き、検事長を経由しなければならない。ただし、急速を要するときは、直接法務大臣

に申し出ることができる。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

(編注) 附則は、最終改正分(現行)のみ掲載した。